

令和8年度 沼田市立薄根小学校「いじめ防止基本方針」

2026年4月

1 学校いじめ防止基本方針といじめ防止等の対策のための組織

(1) いじめの防止等の対策に関する基本理念

【学校教育目標】

進んで学び、心豊かに、たくましく生きる児童の育成

○進んで学ぶ子（自主、創造、根気）

○思いやりのある子（正義感、奉仕、博愛）

○体をきたえる子（健康、安全、体力）

【目指す児童像】

相手の立場を理解し、穏やかな態度で友だちと生活できる児童

【本校のいじめ防止のための3つのアプローチから築きへ】

児童の人権意識を高め、いじめを許さない強い意志を育て、環境を整える。

I 3つのアプローチ

1 【正しい認識】（いじめの定義と構造） ・ ・ ・ 学級活動等の側面
早期発見・早期解消

→ 直接指導

2 【人権感覚の育成】 （気づき） ・ ・ 各教科からの側面
（気づき） 生徒指導からの側面

→ 間接指導

3 【豊かな心情】 （相手の気持ちを理解する）・道徳教育等の側面

→ 常時指導

II 築き （いじめ防止活動）（いじめを許さない環境を提言・活動へ）

1 【落ち着いた秩序ある生活の維持】

2 【心を見つめ直す活動】

3 【心を豊かにする活動】

（定義）

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

けんかやふざけ合い、暴力行為についても、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

（基本理念）

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

「いじめはどの学校・学級でも起こりうるものであり、いじめの問題に無関係ですむ児童はいない。」という基本認識に立ち、すべての児童が安全で安心に学校生活を送る中で、様々な活動に意欲的に取り組み、一人一人の個性や能力を十分に伸ばすことができるよう、いじめのない学

校づくりに全力で努めていかなければならない。

本校では、3つのアプローチ（【正しい認識】、【人権感覚の育成】、【豊かな心情】）から、心の教育を中心にいじめ未然防止活動（【落ち着いた秩序ある生活の維持】【心を見つめ直す活動】【心を豊かにする活動】）を築き、家庭、地域との連携を図りながら、「子どもは地域の宝物、ほめて叱って励まして みんなで育てる薄根っ子」の具現化を目指すものとする。

（2）いじめの防止等の対策のための組織について

①いじめ防止等の対策のための組織「いじめ防止委員会」を設置する。

＜構成員＞

校長、教頭、教務主任 いじめ防止担当 生徒指導主任 人権教育主任

※担任 学年主任 特支教育コーディネーター 養護教諭

※ 小中連携推進委員会

※ P T A本部役員会 P T A実行委員会 P T A総会

＜組織の主な役割＞

i いじめの未然防止にむけた（3つのアプローチ）指導に関すること

ii いじめ防止活動の具体的な実践に関すること

iii いじめ防止に向けた職員の資質能力向上のための校内研修に関すること

iv 年間計画に位置づけられて行われる取組の企画・実施や有効性の検証

iv 「学校いじめ防止基本方針」の作成・見直し

＜開 催＞

必要に応じて、「いじめ防止委員会」を開く （※は、活動の呼びかけ、協力をお願いする）

②いじめ発生時の対策のための組織「拡大いじめ防止委員会」を設置する。

＜構成員＞

いじめ防止委員会＋生徒指導委員会

＜組織の主な役割＞

いじめ解消に向けた対応の指導に関すること

2 未然防止にむけた取組

3つのアプローチ

1 【正しい認識】（直接指導）

（1）学級活動

- ・ いじめは命に関わることであるという認識を持つ
- ・ いじめの起こる原因やいじめの構造について話し合い、いじめを回避する方法について考える。
- ・ 学級内で起こるトラブルの原因を考え、解決する方法を提案する。

（2）情報モラル教育の計画的な推進

- ・ インターネット等を通じて行われているいじめとその構造・特性について理解する。

（3）万引き防止等

- ・ 万引き防止教室を行うなど、沼田警察との連携を図り、万引きは窃盗罪という犯罪であることを認識する。
- ・ いじめも犯罪の側面があることを認識する。

2 【人権感覚の育成】 (間接指導)

- (1) 各教科における判断力の育成
 - ・客観的な価値判断ができるようにする。
 - ・論理的思考力を高める。
- (2) 通常の生活における差別の認知化
 - ・自己のステレオタイプに気づき、誰でも差別する種を持っていることを認知する

3 【豊かな心情】 (常時指導)

- (1) 道徳の時間
 - ・心情にうったえる資料（感動資料）を有効に活用し、心を揺さぶる授業を行う。
- (2) 相互評価活動の実践
 - ・互いのよさを認め合い、自己肯定感や自己有用感を高める。

気付き（いじめ防止活動の展開）（主として常時指導）

1 【落ち着いた秩序ある生活】

- (1) 「わかる」授業づくり～すべての児童が参加・活躍できる授業の実現～ 【特支の視点】
 - ・生徒指導の3つの機能（「自己存在感を与える授業」「共感的人間関係を基盤とした授業」「自己決定の場を与える授業」）を活かした授業づくり。
 - ・授業を担当するすべての教員による、授業改善に向けた公開授業を実施する。
 - ・「授業の冒頭で目標を示す活動」や「授業の最後に学習したことを振り返る活動」の充実。
- (2) 学習規律の徹底～児童が困らないようにするための居場所づくりに向けて～ 【学習の約束】
 - ・忘れ物をしない
 - ・チャイム着席（チャイムスタート）
 - ・授業中の正しい姿勢
 - ・発表の仕方、聞き方の指導
- (3) 学習集団づくり
 - ・話し合い活動、学級活動の充実
 - ・居場所づくり
 - ・人間関係づくり

2 【心を豊かにする活動】

- (1) 児童会活動の充実
- (2) 福祉活動の推進
- (3) あいさつ運動の推進
- (4) 花いっぱい運動の推進
- (5) リーダー活動
- (6) 自然体験の充実
- (7) 交流体験
- (8) 社会体験の充実
- (7) 環境づくり

3 【心を見つめ直す活動】

- (1) 感謝を表す活動（手紙）
- (2) 人権週間
- (3) 相互評価活動

4 【地域との連携】

- (1) いじめ防止活動の取り組みを通信で知らせる。

3 早期発見にむけた取組

- (1) 児童の声に耳を傾ける
- ・朝・帰りの会、授業中等の観察
出席をとるときの声や表情、健康観察、保健室等での様子 等
 - ・生活アンケートの実施（複数の目でチェック）
毎月実施
 - ・悩み相談箱の設置
職員室前に設置し、速やかに対応
 - ・ノート・日記指導
生活ノートや日記などから交友関係の実態や悩みを把握
- (2) 児童の行動を注視する
- ・「暴力を伴ういじめ」を目撃した場合は、速やかに止めることを最優先する。
 - ・児童の気になる変化や行為について職員間で情報を共有する。
- (3) 保護者や地域からの情報提供
- ・学年保護者懇談会等において、いじめを発見した際の学校への連絡方法等を周知しておく。
 - ・いじめの発見に協力を求めるとともに、保護者からの訴えには耳を傾ける。
- (4) 職員会議での情報の共有
- ・生徒指導情報交換ファイル、生活アンケート結果等の共通理解

4 早期解消にむけた取組

- (1) いじめに関する相談を受けた場合、速やかに管理職に報告し、事実の有無を確認する。
- (2) いじめの事実が確認された場合は、「拡大いじめ防止委員会」を開き、対応を協議する。
- (3) いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- (4) いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行う等の措置を講ずる。
- (5) 事実に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- (6) 犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、教育委員会及び警察署等と連携して対処する。

5 重大事態への対応

- (1) 重大事態の定義（「いじめ防止対策推進法」より）
- ① いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
 - ② いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（年間 30 日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
 - ③ 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合

(2) 重大事態に対しては関係機関と連携を図り、速やかに次の対処を図る。

- ①重大事態が発生した旨を、沼田市教育委員会に速やかに報告する。
- ②沼田市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査（アンケートや聞き取り）を実施する。
- ④調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- ⑤法を犯す行為が認められるときには、沼田市教育委員会と連携の上、警察等に相談して協力を求める。

6 いじめ防止に関する年間計画

目標	児童一人一人がいじめを自分のこととして考え、いじめ防止に向けた主体的な取組を通して、自他共に大切にしようという心情を育む。	
	全県の取組	児童会活動
4月	いじめ防止計画の作成	○いじめ防止ポスターの掲示・活用 ・企画委員会による啓蒙活動及び、教室に掲示し、いじめ防止に対する意識を高める。
5月	春の「いじめ防止強化月間」	○サブテーマの決定 ○あいさつ運動（企画） ・のぼり旗を活用し、元気な挨拶を促進する。
6月		○各学級で、いじめ防止の具体的な活動計画を立てる。 ○児童集会で、一昨年度作成した薄根小SNSルール of 発表 ○各家庭において、学校のSNSルールを基に、家庭のSNSルールについて確認（2～6学年）したり、作成（1学年）したりする。
～		○いじめ防止集会（朝行事） ・学級で取り組む活動を発表 ・いじめ防止宣言を行う ○各学級でいじめ防止や自己肯定感を高めることにつながる道徳や学級活動の授業実定施（～12月） （実践の様子、児童の感想等をまとめておく）
7月	いじめ防止フォーラム	○本校の活動計画発表、意見交換会 ・企画委員1名が参加。フォーラムで出された意見を集会で発表する。
12月	冬の「いじめ防止強化月間」	○あいさつ運動（企画） ○人権週間 ・人権教室 ・人権標語の作成（人権主任） ・全児童がいじめ防止に向けた人権標語を作成する。
1月	市町村別いじめ防止子ども会議	○人権集会の実施 ○いじめ防止子ども会議 ・2学期末までに学級の取組を報告してもらう。 （写真・報告書）
3月	1年間の振り返り	○放送によりいじめ防止会議出席者がその際の様子等を発表 ・代表2名が、会議で報告する。 ○いじめ防止活動・いじめ防止子ども会議の報告会（朝行事） ○成果と課題の把握と次年度の計画立案。

○人間関係づくりの推進。
○薄根小SNSルールの徹底と遵守
○自己肯定感を高める取組の展開